

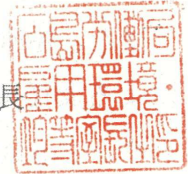


広労雇均発 0226 第 1 号

令和 7 年 2 月 26 日

各 位

広島労働局雇用環境・均等室長



春季における年次有給休暇の取得促進について（広報依頼）

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和 6 年 12 月 25 日公表の「令和 6 年就労条件総合調査」の結果によると、令和 5 年は 65.3%と前年より 3.2 ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である 70%とは乖離があります。

なお、広島県の令和 5 年の取得率は、65.4%（令和 6 年度広島県職場環境実態調査）と、前年比 0.8%の伸びとなっていますが、同様に政府目標 70%には届いていません。

こうした中で、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正により、平成 31 年 4 月から、全ての企業において年 10 日以上の子休が付与される労働者に対する年 5 日の年休の確実な取得が求められているところです。

また、急速に導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度（※2）については、新しい働き方・休み方を実践するために効果的な制度です。

このため厚生労働省では、年末年始における年休の取得促進の機運醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

